

令和2年5月教育委員会定例会 会議録

令和2年(2020)5月26日(火)午後2時、出雲市教育委員会定例会を庁議室に招集した。

1 会議に出席した委員

教 育 長	杉 谷 学
教育委員(教育長職務代理)	小豆澤 貴洋
教 育 委 員	水 陽 子
教 育 委 員	錦 田 剛 志
教 育 委 員	金 築 千 晴

2 説明のため会議に出席した者

教 育 部 長	三 島 武 司
教 育 部 次 長	松 浦 和 之
教 育 政 策 課 長	常 松 博 雄
学 校 教 育 課 長	金 築 健 志
児 童 生 徒 支 援 課 長	兒 玉 浩 二
教 育 施 設 課 長	園 山 裕 二
学 校 給 食 課 長	石 橋 健 治
出 雲 科 学 館 長	矢 田 浩 一
出 雲 中 央 図 書 館 長	黒 田 輝 男
保 育 幼 稚 園 課 主 査	山 崎 久 美 子
学 校 教 育 課 主 査	山 本 芳 正
児 童 生 徒 支 援 課 課 長 補 佐	吾 郷 尚 志

3 会議の書記

教 育 政 策 課 課 長 補 佐	常 松 晃 好
-------------------	---------

4 傍聴者

2名

開会

(杉谷教育長) 只今から、令和2年5月出雲市教育委員会定例会を開会します。
本日の会議は、お手元に配付しております日程のとおり行います。

1 教育長行政報告

(杉谷教育長) それでは、教育長行政報告を行います。(以下、報告項目のみ掲載)

(1) 前回以降の動向

R2.5.7	校長の会議(臨時)
R2.5.11	臨時市議会
R2.5.14	校長の会議
R2.5.18	管内教育長会
R2.5.25	保幼小連携推進委員会
R2.5.25	臨時市議会
R2.5.26	同和教育・啓発推進会議役員会
R2.5.26	定例教育委員の会議

(2) 今後の予定

R2.5.27	地域学校協働活動推進員委嘱
R2.5.28	いじめ問題対策推進連絡協議会
R2.5.29	ポイ捨て一掃大作戦
R2.5.29	県同和教育推進協議会連合会(中止)
R2.6.1	市同和教育啓発推進会議総会(中止)
R2.6.2	奨学事業運営委員会
R2.6.4	いじめ問題対策推進協議会、対策委員会
R2.6.4	校長の会議
R2.6.4	市議会6月定例会開会

R2.6.10	市学校給食理事・評議員会
R2.6.12	市議会 一般質問（～17日）
R2.6.19	市議会 文教厚生常任委員会
R2.6.23	定例教育委員の会議

（杉谷教育長）只今の報告で、質問等がありますか。

（各教育委員）ありません。

2 会議録の承認

（杉谷教育長）次に、会議録の承認に入ります。前回4月定例会の会議録について、何か意見等がありますでしょうか。

（各教育委員）ありません。

（杉谷教育長）特に意見等ありませんので、4月定例会の会議録については、承認します。

3 議事

（杉谷教育長）それでは、議事にはいります。最初に「議第12号 出雲市地域学校協働活動推進員設置要綱」を、教育政策課 常松課長 に説明願います。

（常松課長）資料に基づき説明

（杉谷教育長）只今の、議第12号について、何か質疑等はありませんか。

（各教育委員）ありません。

（杉谷教育長）特に質疑等がないようですので、議第12号について、承認してよろしいですか。

（各教育委員）異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第12号を承認します。

(杉谷教育長) 次に、「議第13号 出雲市地域学校協働活動推進員の委嘱について」を、同じく教育政策課 常松課長 に説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第13号について、何か質疑等はありませんか。

(小豆澤委員) 今回提案されたお二方とも委嘱理由に「地域学校協働活動の実践者」とあるんですけども、具体的にはどういった活動を指すのか教えてください。

(常松課長) 大崎さんについては、コミュニティセンター長という職務上、地区内の様々な団体と良好な関係を築いていらっしゃる中、須佐小学校、佐田中学校における地域学校運営理事会の理事として学校に支援いただいているうえに、佐田中校区内ブロック協議会を中心に、佐田地域全体の取組として地域と学校の連携を進めるよう尽力されてこられました。学校からの信頼も厚く、地域学校協働活動にこれまで様々な面で関わってきていらっしゃいます。それから、岡さんですけども、昨年度までコミュニティセンターのチーフマネージャーとして勤務され、地区内の団体の活動について熟知されている方です。これまでも、コミュニティセンター事業を中心とした地区の活動の児童生徒の参画を進めてきていただいています。学校でのボランティア活動の経験も豊富で、学校からの信頼も厚く、地域学校協働活動推進員として適任であるということで、推薦させていただいています。

(小豆澤委員) 学校の先生のOBさんではないということですね。

(常松課長) はい。

(小豆澤委員) わかりました。ちなみに、こういった取組をされる時の学校の時間の確保はどうされるのでしょうか。学校でやらなければいけない時間が増えていく中で、具体的にどういった時間を充てられるのでしょうか。例えば、夏休み中に1日そういう時間を設けるとか、どういうイメージでしょうか。

(常松課長) まず、学校の先生には負担をかけないということで、地域と学校の間はこの推進員さんに立っていただくこととしています。それで、学校の授業中というよ

りは、土日や夏休み中などに中学校区で取り組むこととしています。小学校までは割と地域の活動に参加するのですが、中学校になると部活動等が忙しく途端に参加されないという現状がありますが、必ずしも全員が部活動をやっているわけでもありませんし、これまでと違う場面での子ども達の参画といったことを、試行錯誤しながら進めていく考えでいます。

(小豆澤委員) ということは、あくまでも学校は関係なくて、この推進員さんと、例えばコミュニティセンターの〇〇部さんと、児童生徒が何かに取り組んでいくというイメージですか。

(常松課長) そうですね。そして、学校側のいろいろな希望についても、推進員さんに中継していただいて、段取りや調整をしていただくというようなことを今想定しています。コロナウイルス感染症の関係で細かい調整がまだできていないのですが、手探りですけどもやっていこうと考えています。

(松浦次長) 補足ですけども、今、学校では、様々な地域の方をお招きして学習したり地域の遺跡や歴史的な建造物などを学習する「ふるさと学習」を教育課程に位置付けています。そのときに対応していただく地域の適任者をこの推進員さんに選んでいただいたり、あるいは、学習がしやすいように、関係機関、例えば敬老会といったところに働きかけて協力を得たり、そういう、学校と地域の仲立ちをしていただくようなことでも学校としては活用できます。もちろんその場合、打ち合わせの時間は必要ですので時間は取られますけど、これまでのように学校が一から地域の方に働きかける必要がなくなりますので、学校の負担も減っていくのではないかというふうに考えております。

(小豆澤委員) 先ほどの「部活動をしていない子ども達の社会参画」という説明は、ものすごく範囲が限定されているような気がするんですけども、そこは間違いはないですか。

(杉谷教育長) そういう対象もあるということですけども、実際には、その校区の小学生・中学生が地域の活動に参加、あるいは、参画していく仕掛けづくりをこの方を中心にやっていただく、また、そのエリアが中学校エリアであるというふうに捉えていただくとよいかなと思っています。もちろん、土日などは、子ども達もいろいろ活動をしていますので、参加できる子ばかりではないかと思えます。ですから、それぞれの地域が企画する活動は、全ての子どもが参加するという前提ではないかもしれませんが、いろいろな機会を作って、その地域の子ども達が地域に参加する繋がりを作

ってもらおうという役割かなと考えております。

(小豆澤委員) 言うならば、地域行事への子ども達の参画を促せという意味でしょうか。

(松浦次長) そういうことも当然ありまして、今回「斐川東中学校区」において委嘱をお願いしますが、出東地区、荘原地区それぞれに文化祭が秋に行われます。そのときに中学生のボランティアを各コミュニティセンターで募集されます。もちろん学校内でも募集しますが、そうしたときにもこの推進員さんが仲立ちをされることによって、より多くの生徒の協力を得ながら、中学生がボランティアとして活躍できる、そういうことも期待できるのではないかというふうに思っています。

(小豆澤委員) 「社会に開かれた教育課程」という中で、学校を主体としたイメージを持っていましたが、そういうわけではなくてというところで、ちょっと、認識が分からなくて質問させていただきましたけど、このモデルケースの中で、地域にとっても学校にとっても相互にプラスになるような活動として取り組んでいただければと思います。

(杉谷教育長) ほかに、ありますでしょうか。

(水委員) 今、地域学校運営理事会がありますよね。それとこの組織は、意義とか立場とかどういうふうに違うのでしょうか。

(常松課長) この組織は、小学校区単位等で組織されている地域学校運営理事会を更にまとめた中学校区単位の「ブロック」における組織であり、推進員さんを中心に、小学校同士のつながりなども考えていきたいと思っています。

(杉谷教育長) それでは、よろしいでしょうか。議第13号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第13号を承認します。

(杉谷教育長) 次に、「議第14号 出雲市教育委員会感謝状贈呈者の決定について」を、同じく教育政策課 常松課長 に説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第14号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) ありません。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第14号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第14号を承認します。

(杉谷教育長) 次に、「議第15号 出雲市立学校における地域学校運営理事会理事の辞任及び任命について」を、同じく教育政策課 常松課長 に説明願います。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第15号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) ありません。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第15号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第15号を承認します。

(杉谷教育長) 次に、「議第16号 出雲市立幼稚園における幼稚園運営協議会委員の辞任及び任命について」を、保育幼稚園課 山崎主査 に説明願います。

(山崎主査) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第16号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) ありません。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第16号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第16号を承認します。

(杉谷教育長) 次に、「議第17号 教育長の臨時代理について（出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館管理運営規則の一部を改正する規則）」及び「議第18号 教育長の臨時代理について（出雲市立図書館資料の収集に関する方針の一部を改正する訓令）」は関連しますので、一括して、出雲中央図書館 黒田館長 に説明願います。

(黒田館長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の、議第17号及び議第18号について、何か質疑等はありませんか。

(各教育委員) ありません。

(杉谷教育長) 特に質疑等がないようですので、議第17号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第17号を承認します。

(杉谷教育長) 続いて、議第18号について、承認してよろしいですか。

(各教育委員) 異議なし。

(杉谷教育長) ご異議ありませんので、議第18号を承認します。

(杉谷教育長) 次に、「議第19号 教育長の臨時代理の承認の取消しについて」及び

「議第20号 教育長の臨時代理について（出雲市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について）は関連しますので、一括して 児童生徒支援課 児玉課長に説明願います。

（児玉課長）資料に基づき説明

（杉谷教育長）只今の、議第19号及び議第20号について、何か質疑等はありませんか。

（各教育委員）ありません。

（杉谷教育長）特に質疑等がないようですので、議第19号について、承認してよろしいですか。

（各教育委員）異議なし。

（杉谷教育長）ご異議ありませんので、議第19号を承認します。

（杉谷教育長）続いて、議第20号について、承認してよろしいですか。

（各教育委員）異議なし。

（杉谷教育長）ご異議ありませんので、議第20号を承認します。

4 報告

（杉谷教育長）次に、報告事項に入ります。報告（1）「市立小・中学校及び幼稚園の再開について」を、学校教育課 金築課長、保育幼稚園課 山崎主査 に説明願います。

（金築課長、山崎主査）資料に基づき説明

（杉谷教育長）只今の報告（1）について、何か質問等はありませんか。

（錦田委員）16日間小・中学校で学習時間が不足していますが、今後、それを取り戻すのは、教育委員会で指針を示すのではなく、各学校毎の判断で行うという理解で

よいですか。

（金築課長） 臨時校長会において、不足した時間数を生み出す方策の例について様々なものを提示しております。それをもとに各学校長で検討いただいています。

（錦田委員） 例えば、体育祭や修学旅行といった子ども達が楽しみにしている行事がありますけども、その実施についても学校毎の判断、校長の裁量ということでしょうか。

（金築課長） 最終的にはそうなりますけども、学校に聞き取りをしているところでは、体育祭については、密になる種目を省いて実施する学校もありますし、また、修学旅行については、実施時期を3学期に延期することを検討している学校は結構多い状況です。最終的には学校長判断ということになります。

（錦田委員） 判断に当たっては、学校現場も苦労されると思いますので、国や県との情報連携を密にされて、情報収集に努めていただき、子ども達が楽しみにしている行事や学習機会の確保については、この地域の実情に応じた教育委員会の具体的な指針、ガイドラインを示すことが必要であると率直に思いました。意見です。

（三島部長） 只今のご意見は、大変重く受け止めておりますが、1学期に不足した授業時数の確保については、多くの学校が夏休みでの調整を検討するというところで、この実施に当たっては、給食の有無にも大きく左右されますので、関連する情報を示しましたところ、7月いっぱい授業を実施することとされた学校が大半でありますし、また、2学期のスタートも2日程度早くするといったかたちで、おおむねカバーできるというふうに伺っております。学校の規模の大小もありますので、一律にガイドラインをお示しすることが難しいのですけども、連絡を密に取り合っ学校間で大きな差が出ないように、それと同時にそれぞれの学校の特色を潰してしまわないように進めていきたいと考えています。貴重なご意見ありがとうございました。

（小豆澤委員） 4月10日付の市立小・中学校の「令和2年度1学期始業式以降の対応について（改訂版）」で、先ほど話がありました学校行事をはじめとして、教育実習の受入れ、学校開放、部活動、学校給食の対応が示されています。これは、更新されないのでしょうか。

（金築課長） 先ほど説明しました臨時校長会においても、校長へは内容を更新したものを示しております。次の6月4日の校長会でも状況の変化により対応を変更するも

のはお示ししたいと考えています。

(小豆澤委員) と言いますのも、1学期間は学校施設を開放しないこととされているため、それぞれのスポーツ少年団さんが、遠く離れたドームや野球場を借りて練習する計画をしていらっしゃるということで、基本的には学校が、最低限、教育活動としての部分をようやく再開した中で、課外活動は学校の範疇ではないかもしれないけども、学校が子ども達を守る対応をこれだけしている中で、文化スポーツ課の所管施設の方は、どんどん再開していて、どこが一番子ども達のことを考えて判断しているのかというようなところに疑問を感じています。校長会でお示しになるのはもちろんそうなんですけれども、4月10日には市のホームページでこれだけ公表なさっています。改めて保護者さんへも間違いのないように、こうした公表をされた方がよいと思います。学校がリスクを感じて校庭の開放などをしないのであれば、本来、出雲市の他の体育施設についても同調していただかないといけないのではないかと思います。市のこちらの施設は開放する、ということになると、では、なぜ学校は開放しないんだという話になりますし、加えて、それを学校長の判断ということにされるのもお気の毒かなというふうに思います。

(杉谷教育長) 今の部分についてはその通りだと思います。学校が教育活動の場であるがゆえに、できるだけリスクは軽減したいということで、外部の利用、スポーツ少年団は校区の子ども達なのかもしれませんが、指導者の方や、団によっては違う学校の子ども達が集まって活動している団もありますので、リスクを極力軽減したいという中で、学校の開放は今の段階では認めていないという状況です。ただ、市の体育施設等は学校の再開とともに開放しているところもあり、整合が取れていないという疑問を呈していらっしゃることももちろんだと思っています。1学期間は開放しないというところで整理をかけていますけれども、5月2日以降、感染状況が県内市内で発生していないというところからしても、今の判断が妥当なのかどうかということも含めまして、検討しようとしているところです。ただ、周りの声に押されてということではなく、教育委員会としての理由付けをしてお示しをしたいと思っています。文化スポーツ課などの社会体育施設等の所管課と連絡を取り合いながら、周知についてもしっかりして、再開の時期等を検討して公表してまいりたいと思います。

(三島部長) 教育長が申しあげた通りでございますが、市営のグラウンド等は、貸し出しすることが本来の目的の施設でございますので、これは、リスクがある程度軽減されれば、すぐさま本来の目的で使用していくということになると思います。学校については、一般の市民の方から見れば同じグラウンドではないかと思われることも十分理解はできますし、そうした1面もないわけではないのですけれども、あくまでも子ど

も達の学びの場、子ども達の学ぶ権利を保障する場として、より一層慎重な対応が求められるのではないかと考えています。ただ、社会体育とのバランスもありますので、緩めるべき時期について検討しておりますし、そういったことになれば、市民の皆様方にきちんとしたかたちでお伝えしていくというふうに考えていますので、よろしく願います。

(小豆澤委員) 今の説明は、市民に伝わりますでしょうか。市民が納得されるでしょうか。教育の場であろうが、レンタルのスペースであろうが、子ども達が感染するリスクに違いはないのではないのでしょうか。

(三島部長) 学校の施設であるグラウンドや体育館も、社会体育施設であるグラウンドや体育館も、それを使用されるのは市民の権利でありますし、一定程度の条件が緩和されれば、正当に使っていただくべきと思っています。学校については、子どもたちの健康についてきちんとしたかたちで管理していかなければならないということ、学校の中にできるだけリスクを持ち込みたくない、という思いから、より慎重に学校開放については対応していきたいということです。ただ、社会スポーツと学校の部活動について、あまりにもかけ離れた結論を出すわけにはいきませんし、そんなに時間をかけるわけにもいきませんので、できるだけ早い段階で結論を出していきたいと思っています。

(小豆澤委員) 逆に言うと、文化スポーツ課さんの所管施設は子ども達が感染してもよいというお考えですか、という問いにはどうお答えされますでしょうか。市民側から見れば、担当部署が違うことは関係ないという感覚だと思います。

(三島部長) 感染リスクゼロを求めるかどうかというところだと思います。実際に現在どこの自治体においても、リスクがゼロになるまで活動をしないと言っているわけではありませんし、本市においても、そういった考え方に基づいて、一定程度のリスクの軽減が図れたところについては施設も開けていきますし、小・中学校、幼稚園についても、リスクがゼロになったから開けるというものではありません。その基準の考え方が、学校と、市民文化部が所管しているスポーツ施設とは少し違うのではないかと考えています。逆に言うと、学校の施設の開放の検討が遅れているのかもしれませんが、いずれにしても、あまり間が空かないように、事務方でも検討を進めているところでございます。

(杉谷教育長) ご指摘のあっている学校側と社会体育施設側とのリスクに対する考え

方のすり合わせというのは、本部会議の中できちんとされたかということ、そうではなかったかもしれませんし、そうしたところから対応が違う結果になっているのではないかと認識をしました。ただ、学校を開放するに当たっては、こちらなりの考えを持ってやっていかないとはいけませんし、大人が使うのはよくて、子どもが使うのはダメでというわけでもないと思いますので、文化スポーツ課などともリスクの考え方について合わせておく必要があるかなと、ご指摘を受けて感じました。

(常松課長) 補足ですけども、5月15日に対策本部会議がございました。その時に、所管施設を開放するかどうかということは、教育委員会部局、市長部局それぞれ出席して話をしているところです。そして、文化スポーツ課からは、スポーツ少年団に対して、こういうかたちで開放します、学校はまだ解放されません、3密は避けてください、と言ったことを示したものを送付しています。それに伴い、スポーツ少年団さんの中でも、各団に対して、日常の活動の自粛要請はしないけども、感染防止の策を十分に講じていただくということや、1学期間は学校は使用できないということとを連絡していただいているところです。

(小豆澤委員) 私が思うのは、単純に子ども達を守るうえで、市の施設がそれぞれの基準で動くよりは、統一した方がよいのではないかとことです。地域によって近隣に借りることができる施設がある地域とない地域がある、これもどうでしょう、仕方がないことでしょうか。

(常松課長) 国の緊急事態宣言解除もあったことから、昨日あたりからスポーツ少年団の保護者の方などからは、学校施設開放を望む声をいただいているところです。なるべく早い段階で、地域の差を埋めるような対応を考えていきたいと思います。周知もしていきます。

(小豆澤委員) 私が個人的に言いたかったのは、もう少し子ども達のことを一番に考えている教育委員会の方針に、他の部署がなぜ対応できないのかということに疑問を感じているということです。児童、生徒、園児の未来をお預かりする教育委員会の方針でなぜ一本化できないんだろう、というのが一番の思いで、社会体育施設に合わせて開けてくれ、という要望を言いたいわけではありません。学校が子ども達のことを考えて「まだだ」と判断するのであれば、他の部署へその判断を投げかけて、協力してもらえたらよいのではないかなというのが一つの意見です。

(杉谷教育長) ほかは、いかがでしょうか。

(錦田委員) 部活動について、総体等が中止になり、代替の大会をどうするかといった議論を新聞等で見ますが、県教委や市教委では、今どういうふうにお考えになり、どういう議論が進んでいるのでしょうか、差し支えない範囲で教えてください。

(兒玉課長) 文化部のコンクール等も含めて、中学校の全ての総体等の大会が中止となっています。スポーツ関係では、基本的には中体連が判断することでございまして、出雲市として、ということではないのですが、現在のところ、出雲市の大会については開催しないが、競技連盟と言いますか、各種目毎に代替の大会を検討されているということは聞いております。松江市も同様に中体連としては開催しない、雲南市におきましては、8月の下旬のところで総体の代替の大会を検討されている、ということですが、文化部については、把握しておりません。

(錦田委員) 合唱部や吹奏楽部もあれだけ頑張っている中、チャンスを与えるというのはすごく大事なことで、そうしたところの教育の機会を確保するというのも教育委員会の仕事ですが、そこまで介入できないということで、しかし、やはりここでも、よりどころとなるものが必要なんですよね。子ども達にそういう機会を与えてあげることができるならば、設けてもらいたい、という意見です。

(杉谷教育長) ほかはいかがでしょうか。

(各教育委員) ありません。

(杉谷教育長) 次に、報告(2)「5月臨時議会への提出案件について(補正予算)」を、教育政策課 常松課長、学校教育課 金築課長 に説明願います。

(常松課長、金築課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の報告(2)について、何か質問等はありませんか。

(小豆澤委員) マスク及び消毒液等の購入費ということですが、マスクが必要となる児童生徒とはどういった子ども達ですか。

(常松課長) 原則は、各家庭から着用して登校していただくようお願いしているところですが、時々忘れる子どもがあったりとかそういうこともございましたので、学校の予備として、というところですが、また、一時期はマスク不足で購入できない状況もありましたので、そうしたことから予算計上しています。

(小豆澤委員) 基本的には家庭で用意するということですね。

(常松課長) はい。当初には、防災部局から備蓄マスクを学校へ配布もしています。

(小豆澤委員) わかりました。もう一点、ICT 教育環境整備事業についてお聞きします。「GIGA スクール構想の令和2年度整備分が対象」ということですが、令和3年度はどのような整備が予定されていますか。

(金築課長) 令和3年度以降は、今回児童生徒3人に2人分整備する残りの台数を予算要求していこうと考えています。ただし、国の補助金はずきませんので、市の単独費での整備となります。

(小豆澤委員) 内訳にあります「ネットワーク増強等」も、端末整備同様に翌年度も必要となる経費ですか。

(金築課長) はい。台数が増えるたびに、ネットワークも増強していかないと、一度に繋げた時にパンクしてしまうという状況があるようでして、それを解消するためのものです。

(小豆澤委員) 端末は、1台当たり5万円くらいになりますか。

(金築課長) 端末は、国の補助金の1台当たりの上限が4万5千円です。文科省からは企業に対して4万5千円の範囲内で所定のスペックの端末を製造してほしいという要請がありますので、国の補助金で整備できる予定です。

(金築委員) アルコール消毒液の調達に現在苦慮されているところだと思いますが、調達先についてはどうなっていますか。

(常松課長) 現段階では、アルコールではなく、次亜塩素酸を希釈して使っています。手が荒れるなどの理由から、学校からはアルコールを希望される場所もありますが、入手が困難な状況で、現在のところは、次亜塩素酸で対応しています。

(杉谷教育長) ほかは、いかがでしょうか。

(各教育委員) ありません。

5 その他

(杉谷教育長) それでは、「その他」に入ります。教育委員会の後援・共催事業について、教育政策課 常松課長 に説明をお願いします。

(常松課長) 資料に基づき説明

(杉谷教育長) 只今の報告について、質問等はありませんか。

(各教育委員) ありません。

(杉谷教育長) その他、委員の皆さま、あるいは事務局の方で、何かございますか。

(各教育委員) ありません。

6 次期教育委員会の開催時期

(杉谷教育長) 次期教育委員会の日程ですが、6月23日(火)の、午後2時から、庁議室で開催いたします。

閉会

(杉谷教育長) 以上をもちまして、令和2年5月出雲市教育委員会定例会を閉会します。

(15:30) 定例教育委員会閉会